（様式第１号）

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　佐賀県知事　　　　　　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名

　　年度ハウス内環境「見える化」促進事業費補助金交付申請書

　　年度において、下記のとおりハウス内環境「見える化」促進事業を実施したいので、ハウス内環境「見える化」促進事業費補助金　　　　　　円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及びハウス内環境「見える化」促進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙１のとおり

（別紙A）

誓　　　　約　　　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

　　年　　月　　日

佐賀県知事　様

　　　　　〔代表者の住所又は事務所所在地 〕

住　　所

　　　　　〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日 〕

　　　　　　（ふりがな）

団体名

（ふりがな）

氏　　名

　　　　　　　生年月日　（昭和・平成）　　年　　月　　日

注　１　氏名欄は、本人が自書すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自書を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

　　２　申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、ほかの方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、ハウス内環境「見える化」促進事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

（別紙C）

作成例

収量向上に向けた技術支援体制のイメージ図

○○部会（事業実施主体）

技術指導チーム

○○地域農業振興センター

○○担当

ハウス内環境測定器

取扱業者

収量向上に向けた

栽培管理の情報提供

部会員③

（測定器設置）

部会員①

（測定器設置）

部会員④

（測定器設置）

部会員②

（測定器設置）

※必要に応じて、農業技術防除センター、農業試験研究センターと連携

連携

JA○○エリア

○○担当者

ハウス内環境データと栽培管理情報の収集・分析

部会員⑤

（測定器未設置）

（別紙D）

データ提供同意書

私は、県への環境データ提供に関し以下の事項について確認のうえ、同意します。

　また、県が提供するデータ分析システムの使用が可能となった際には、自らの営農改善に活用します。

記

第１条（環境データの利用目的）

　県は、取得した環境データを以下の目的で使用し、それ以外の目的で使用することがないものとする

（１）農業の担い手が県から提供されるデータ分析結果やサービスを使って生産性の向上や経営の改善に挑戦できる環境を作るための施策、試験研究、普及活動に利用すること

第２条（環境データの提供方法）

　データ提供者は、県の求めに応じ県が指定する方法で環境データを提供すること

第３条（個人情報の保護）

県は、提供データに個人情報が含まれる場合には、個人情報保護法を遵守し、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする

第４条（第三者へのデータの提供）

　（１）県は、データ提供者から得たデータやそれらのデータをもとに分析した結果を農業団体に提供し、農業団体は県と別途締結した契約書に基づき営農指導に活用するものとする。

（２）県が農業団体以外の第三者へデータ分析結果を提供する場合、あらかじめデータ提供者の同意を得るものとする。

第５条（データの削除）

県は、取得したデータに関し、データ提供者から訂正や変更、追加又は削除の要求があった場合には、すみやかに対応しなければならない

令和　　年　　月　　日

佐賀県園芸農産課長　様

住　　所

氏　　名（自署）

注１）事業実施主体の構成員全員分を提出すること。